

財務省告示第二百七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年六月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号	二 発行の根拠の法律及びその条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（物価連動・十年）（第八回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため八年度の発行の特例等に関するの公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	うち、財政法第四条第一項の規定額で四千九百九十七億円

額	想	発	利	十	十	九	八	七																		
定	行	行	行	一	一	振	最	払																		
元	日	行	行	発	発	替	低	込																		
金	の	価	日	行	行	単	額	金																		
金	率	格	日	行	行	位	面	額																		
額	年	十	平	す	額	の	振	十	四	十	金	し	五	円	面	行	十	円	面	行	第	債	度	四	つ	定
額	一	三	成	る	の	記	替	万	千	五	額	た	条	、	、	し	一	、	金	し	二	の	に	千	い	に
額	・	錢	十	。	の	載	法	円	九	万	で	利	第	国	で	利	第	財	で	利	一	の	お	百	は	基
額	〇		八		整	又	の	百	七	千	付	一	債	整	五	付	一	融	千	付	一	の	け	十	、	づ
額	パ		年		数	は	規	十	十	七	国	の	理	基	百	国	資	四	千	国	項	特	財	五	額	発
額	ー		六		倍	記	定	三	億	百	に	規	金	特	億	に	規	資	百	債	の	例	政	万	面	行
額	セ		月		の	録	に	億	五	八	つ	定	金	別	三	に	定	金	六	に	規	等	運	円	金	し
額	ン		十		金	は	よ	千	千	十	い	に	特	会	千	に	に	特	億	に	定	に	営	、	額	た
額	ト		二		額	は	る	百	百	六	て	基	別	計	六	に	基	会	千	に	に	関	の	平	で	利
額			日		に	最	振	四	四	億	は	づ	会	計	百	に	づ	計	百	は	づ	す	た	成	三	付
額			九		よ	低	替	十	十	六	き	き	計	十	は	づ	計	法	十	は	づ	る	め	十	百	国
額			十九		も	額	口	四	十	千	額	発	法	十	、	き	法	第	万	額	発	の	八	年	一	債
額			円		の	面	座	十	一	百	面	行	第	万	額	発	第	万	額	発	律	公	年	億	に	
額			五		と	金	簿	一		百	面	行	第	万	額	発	第	万	額	発	律	公	年	億	に	

監 画 貯 監 の 監 x 1.000

十四

想定元金
額の計算
方法

各利子支払期及び償還期限にお
ける想定元金額は、各利子支払
期及び償還期限の属する月の三
月前の消費者物価指数（総務省
が小売物価統計（指定統計第三
十五号）のための調査の結果に
基づき作成する全国消費者物価
指数のうち生鮮食品を除く総合
指数をいう。以下同じ。消費者
物価指数の基準改定が行われ、
改定後の基準（「新基準」という。
以下同じ。）に基づく消費者物価
指数が公表された場合であつ
て、財務大臣が定める日以後は、
新基準に基づく消費者物価指
数。）を九十七・九（消費者物価
指数の基準改定が行われ、新基
準に基づく消費者物価指数が公
表された場合であつて、財務大
臣が定める日以後は、新基準に
基づく平成十八年三月の消費者
物価指数）で除して得た数（小
数点以下第三位未満の端数があ
るときは、これを四捨五入した
もの。）に額面金額を乗じて得た
額とする。

募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に加え、次の算式によ
り算出した金額を第二十二号に
規定する期日に払い込むものと
する。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.000}{2} \times \frac{1.0}{100} \times 365$$

十五

経過利子
の払込み

十六 初期利子

平成十八年十二月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.0}{100}$$

十七 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十回払期の期における想定元金額}}{1.0} \times \frac{1}{100}$$

十八 償還期限

平成二十八年六月十日

十九 償還金額

第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成十八年六月十二日